

2013年度勤労者福祉の充実・強化に関する

要 請 書

2014年3月12日

一般財団法人 鳥取県労働者福祉協議会

2013年度労働者福祉の充実に関する要請書(一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会)

| 要請事項 | 担当部局 | 回 答 |
|---|---------------------|---|
| 1. 労働者福祉運動・事業との連携・支援について | | |
| (1) 地域労働者の生活サポートと労働者福祉の環境改善に向けて諸活動を展開している(一財)鳥取県労働者福祉協議会(以下、鳥取県労福協)に対し、引き続きの財政支援をお願いしたい。 | ・商工労働部(雇用人材総室労働政策室) | 鳥取県労働者福祉協議会補助金として労働者福祉の増進に資する事業に対して支援しているところである。平成25年度からは県教育委員会高等学校課とも連携した若者の早期離職防止に向けた取り組みも開始しており、当該取り組みも引き続き補助金として財政的支援を継続すると共に、活動への協力と連携の強化に努めたい。 |
| (2) 現在、鳥取県労福協が鳥取県より受託運営している中小企業労働相談所「みなくる」の事業運営について、県内関係者へ周知するため、引き続き広報の支援をお願いしたい。 | ・商工労働部(雇用人材総室労働政策室) | 鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)は、複雑化する労働・雇用相談に対応(平成25年度の相談件数は2,315件(12月末現在))する中、平成25年10月1日からは県内のがん診療連携拠点病院と連携した「がん患者労働相談ワンストップサポート」を開始。労働セミナーの開催、社内研修への講師派遣等とあわせて、多様化する県民のニーズにも配慮しつつ、健全な雇用・就労を実現するために重要な役割を果たしている。 同相談所の運営に際しては、前述の事業情報を県民の目線で効果的に提供することが重要であり、新聞・ラジオCM・県政だよりなどの県関連広報媒体に加え、コンビニ店内でのチラシ配架・ポスター掲示などを利用、引き続き県民への周知を図っていく予定である。 |
| 2. 消費者行政の充実強化に関する要請について | | |
| (1) 消費者教育推進法で設置が努力義務となっている「消費者教育地域推進協議会」を、労働者福祉関係者等を含む多様なステークホルダーの参画のもとに早急に設置され、実効性ある推進計画を策定されたい。 | ・生活環境部(消費生活センター) | 平成24年12月に施行された消費者教育推進法で、県は消費者教育推進計画を定めるよう努めることとされ、その際は消費者教育推進地域協議会の意見を聴くこととされている。 本県においても、当該協議会を設置することとしており、委員には消費者、事業者、教育関係者はもとより、一般公募などにより幅広く関係者の参画を求め、その意見を反映するよう努めたい。 |
| (2) 通学費用や教材費など保護者負担を軽減し、家計の困窮による教育格差をなくすために給付型の奨学金を支給されたい。 | ・教育委員会(人権教育課) | 高校に係る奨学金については、平成26年度も所得要件を満たす申請者全員に貸与出来るよう、近年の実績を踏まえ十分な新規貸与枠(750名分)を確保している。 また、平成26年度から、非課税世帯の新規入学生を対象に、国の補助事業を活用した就学のための給付事業を開始することとしている。 |
| (3) 高校生の社会人前教育として、金銭トラブルなどの消費者教育、雇用契約・ワークルール・労働基本権などの基礎知識を獲得するため、実践的講座の開催等を促進されたい。 その際、鳥取県労福協の出前講座を活用されたい。 | ・教育委員会(高等学校課) | 高校生の社会人前教育については、その重要性について十分認識しており、各学校に対して取組の一層の推進を促すとともに、必要な情報を提供しているところである。 具体的には、従来のキャリア教育に加え、社会や職業に関する学習テーマから各学年の発達段階に応じ、講義、演習、ワークショップ等を全県立高校で実施する「宅配とっとりキャリア塾」という事業を実施しているほか、模擬投票、法や金融等の専門家による出前授業を行う「生徒と社会がつながる教育推進事業」を実施しており、連携が可能な部分では協力を願いたいと考えている。 また、今年度は、貴協議会・連合鳥取・鳥取県経営者協会と協力して「THE社会人(基礎編)」を作成し、卒業後の進路にかかわらず、高校3年生全員に配布し、有効活用している。 |

2013年度労働者福祉の充実に関する要請書(一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会)

| 要請事項 | 担当部局 | 回 答 |
|--|-------------------|---|
| 3. 暮らし(食)の安全・安心の確保について | | |
| (1) 地域住民に対し、放射性物質に関する適切な情報提供を実施し、原発事故による食品からの内部被ばくの実態に関する情報について、現状を正しく分かりやすく積極的に伝えられたい。 | ・生活環境部(暮らしの安心推進課) | 食品中の放射性物質については、平成24年4月1日に乳幼児等にも配慮した厳しい基準値が定められるとともに、東北地方を中心とした17都県で生産・出荷される農畜水産物については出荷前のスクリーニング検査等が実施され、基準を超えた食品の流通を未然防止しているところである。 本県においても、これらの情報をマスコミ等を通じて速やかに情報提供するなどしてきたところであるが、今後も引き続き、県民への「出前説明会」や各種広報媒体を活用して、放射性物質も含めた食の安全安心に関する各種情報を積極的に提供していくこととしている。 なお、原発事故による食品からの内部被曝に関しては、現時点で明確な科学的データはないが、今後、新たな知見等を入力した際は積極的に情報提供することとしている。 |
| (2) 食の安全と安心についての施策の充実を求め2003年に施行された食品安全基本法を受け、鳥取県においても「食の安全・安心条例(仮称)」を制定されたい。 | ・生活環境部(暮らしの安心推進課) | 他の自治体が制定している食の安全安心条例は、食の安全を確保するための基本理念や食品の自主回収状況の報告義務等を定めたものとなっている。 本県では、鳥取県食品衛生法施行条例において食品の回収、廃棄、健康被害情報の報告等を規定するとともに、毎年作成する鳥取県食品衛生監視指導計画の中に食中毒の発生状況やその時々の食の安全に関する課題等を盛り込み、食品事業者等に対する立入検査や県民に対する普及啓発等を計画的に実施することで、食の安全・安心の確保に努めているところである。 現在、国において食品表示法の制定や景品表示法の改正など食品に係る各種法令が見直されているところであり、今後、これらの改正状況を見極めた上で、食の安全・安心をより一層確保するための新たな条例の制定や既存条例改正の必要性について検討を行うこととしている。 |
| (3) 食品の原産地表示の義務化(生鮮食品2000年、加工食品2001年)以降も、農産物・魚介類・肉類などに関する産地や品種の偽装問題が多発する中、消費者への食の安全を守るため、2008年に発足した食品表示監視協議会を通じ、行政規制による監視体制の強化を図られたい。 | ・生活環境部(暮らしの安心推進課) | 本県では、食品事業者に対して食品衛生及び食品表示に関する講習会を定期的実施しているが、平成25年10月に大手ホテルチェーンによる不適切なメニュー表示が発覚したことを受け、県内のホテル旅館等に緊急の立入調査を実施するとともに、食品事業者を対象としたメニュー表示等に関する研修会を開催するなどして、適正な食品表示の確保に向けた指導・啓発を行っている。 今後は、食品表示に係る監視指導体制の強化や、消費者・事業者に対する研修会を適宜開催するなどして、引き続き食品表示の適正化について周知徹底を図ることとしている。 また、農林水産省中国四国農政局鳥取地域センターが設置している鳥取県食品表示監視協議会には県の機関も参加していることから、国と県で情報共有を図りながら不適切な食品表示の排除に向けて連携して取り組むこととしている。 |
| (4) 食教育の重要性に鑑み、児童・生徒に直接の食育指導を実施するため、県内全市町村に最低1人以上の栄養教諭を配置されたい。 | ・教育委員会(スポーツ健康教育課) | 栄養教諭については、全ての市町村で子どもたちが栄養教諭による食の指導を受けることができるよう、栄養教諭の兼務について検討を行い、平成26年度から了解の得られた町村において兼務を試行的に実施することとしている。今後実施していく中で問題点等を整理し、今後の栄養教諭の配置のあり方について検討していきたい。 |
| (5) 今後想定される南海トラフ巨大地震や鳥取沖東部断層および西部断層地震等の大災害に備えるべく地域防災力を更に強化するため、地域の自主防災リーダーをより多く育成する支援として、防災士(特定非営利活動法人日本防災士機構)の養成事業(例えば、養成講座の開設や費用補助等)を強化されたい。 | ・危機管理局(消防防災課) | 県における防災士養成の取り組みについては、平成21年度から22年度にかけて防災士養成カリキュラムを用いた自主防災組織指導者養成研修を実施した。(受講修了者322名の内75名の者が防災士の資格を取得)。また、継続した指導者養成の取組を推進するため、市町村の防災・減災対策を支援するための鳥取県防災・危機管理対策交付金(平成21年度創設)の対象メニューに指導者養成講座開催経費や防災士資格取得経費等を組み込み促進を図っているところである。 |

2013年度労働者福祉の充実に関する要請書(一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会)

| 要請事項 | 担当部局 | 回 答 |
|---|----------------------------|---|
| <p>4. 中小企業勤労者の福祉格差の是正</p> <p>中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、中小企業勤労者福祉サービスセンターが魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たすよう、鳥取県として積極的な役割を發揮し、関係市町村やサービスセンターへの支援・指導を強化されるとともに、未設置エリアの解消に努められたい。</p> | <p>・商工労働部(雇用人材総室労働政策室)</p> | <p>中小企業単独では実施が困難な福利厚生を担っている中小企業勤労者福祉サービスセンターに関して、その利用促進は勤労者福祉向上の観点からも望ましいことである。現在、鳥取と米子の各センターへは、それぞれ鳥取市、米子市が補助金で支援を継続しているところであるが、財政面を含めた効果的な運営について、今後もセンターと関係市町村が主体的に連携して取り組むことを期待したい。</p> <p>なお、現在、事業対象外(未設置エリア)となっている県中部地域(倉吉市、東伯郡)については、関係先から意見を聴取するなど、そのあり方・可能性についての検討を進めていきたい。</p> |